

2020年9月25日

各位

株式会社八十二銀行

「民事信託預金」および「後見制度支援預金」の取扱開始について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、お客さまが認知症等になった後も安心して財産管理を行っていただけるよう、「民事信託預金」および「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

以下に概要をお知らせいたします。

【 商品概要 】

	民事信託預金	後見制度支援預金
取扱開始日	2020年10月1日（木）	
取扱店	全店	
預金種類	普通預金または無利息普通預金	
特徴	民事信託契約を締結したお客さまが、信託財産を管理する預金口座	成年後見制度を利用するお客さまが、日常的に使用しない金銭について別管理する預金口座
対象者	当行本支店の営業区域内に居住する個人のお客さま	家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」を交付された成年被後見人
入出金	入金：制限なし 出金：制限なし	入金：制限なし 出金：口座開設店でのみ取扱い
キャッシュカード発行	発行可	発行不可
口座振替	利用可（収納企業への確認要）	利用不可
口座開設手数料	55,000円（消費税等込）	
その他	以下のご相談も承ります ・ 不動産（信託財産）の管理等に伴う、資金需要に応じた融資のご相談 ・ 信託契約の組成（契約書作成等）が可能な専門家のご紹介	自動送金サービスの利用可（所定の利用手数料および振込手数料が必要）

※ 詳しくは、別紙をご覧ください

以上

## 民事信託預金口座のお取扱いについて

### ■信託の相談から口座開設までのステップ

- 1 お近くの本支店にて 民事信託の相談・受付
- 2 専門家による 信託プランの策定
- 3 信託契約書の 内容確定
- 4 口座開設

民事信託預金口座	民事信託契約に基づき信託財産を管理するために提供する専用口座
ご利用いただける方	当行本支店の営業区域内にお住まいの個人の方
取引種類	普通預金(総合口座不可)、無利息普通預金 ※1
口座名義	委託者〇〇 受託者×× 信託口
クイックカード	発行可能
口座開設手数料	55,000円(消費税等込)
留意事項・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口座開設には当行所定の事前相談が必要となります。※2</li> <li>●ご提出いただく信託契約書は、専門家(士業等)が作成した信託契約に基づく公正証書に限ります。</li> <li>●事前相談後の口座開設は受託者からの申込みに限ります。</li> <li>●口座開設手続きの詳細(ご提出書類等)については当行本支店窓口にご相談ください。</li> </ul>

※1 口座開設時の預入額1円以上1円単位

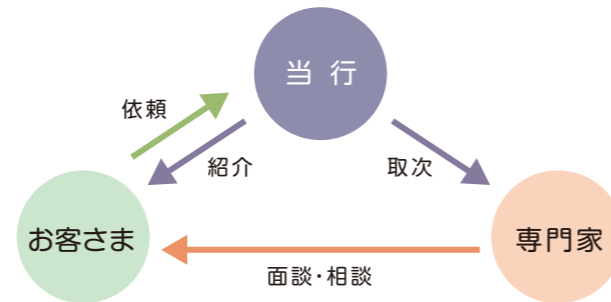
※2 事前相談の結果、ご希望に添えない場合がございます。

### 提携専門家のご紹介

#### 経験豊富な専門家をご紹介します

当行では、お客さまから民事信託のご相談をお受けした場合、提携している専門家(行政書士等)をご紹介します、契約を円滑に進めることができます。

※別途専門家への報酬が必要となります



### ご注意ください事項

1. 当行が取扱う民事信託に関連するサービス(以下「本サービス」)について以下、ご注意ください。
  - 信託契約の受託者となるのはお客さまのご家族等であり、当行は信託契約の受託者とはなりません(当行は契約当事者にはなりません)。
  - 信託契約の契約内容および受託者による信託財産の管理・運用・処分等について、当行は関与せず、また責任を負いません。
2. 本サービスの取扱いについては、業務内容に応じて対応までに相応の日数を要しますのでご了承ください。
3. 本サービスの内容および当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更になる場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ・資料のご請求はお気軽にどうぞ。

八十二のハローはちに (受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3をのぞく))  
 ☎通話料無料 0120-82-8682 (音声ガイダンスに沿って操作してください。)

資産づくりのおすすめ情報満載! ▶ [八十二銀行](#) [検索](#)

(2020年10月1日現在)

家族へ託そう 大切な将来のことを



民事信託のご案内

# 民事信託なら... 老後や相続に備えて、**財産管理・運用・処分**を信頼できるご家族等に任せることができます。 ご本人さまが認知症等になった後も、ご家族が引き続き財産管理を行うことができます。



こんなお困りごと、  
心配ごとはありませんか？

下記の項目にあてはまる方は、民事信託の活用をおすすめします。

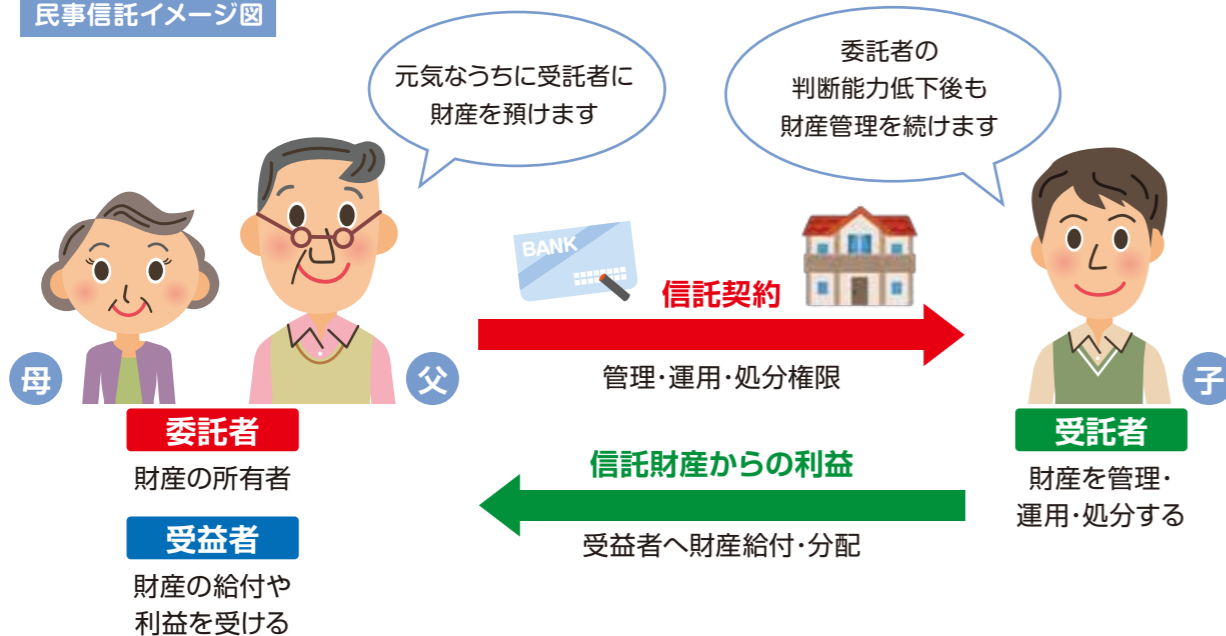
- 高齢になり今後の財産管理に不安を感じている
- 成年後見制度よりも柔軟に財産管理をする方法はないか
- アパート経営をしているが、認知症になったら管理や処分はどうすればよいか
- 今後の財産管理・不動産管理を家族に任せていきたいと考えている
- 不動産管理を担う子どもにそのまま管理物件を相続させたい

...など

## 民事信託とは？

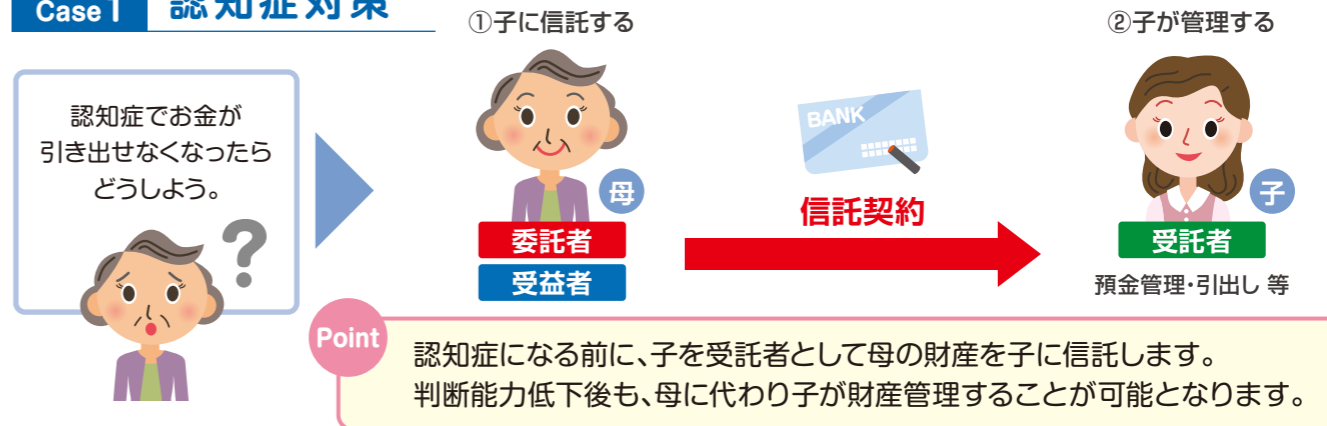
財産をお持ちの方(=委託者)が信頼できるご家族等(=受託者)にご自身の財産の管理や処分をする権限を託す、財産管理の仕組みです。

### 民事信託イメージ図

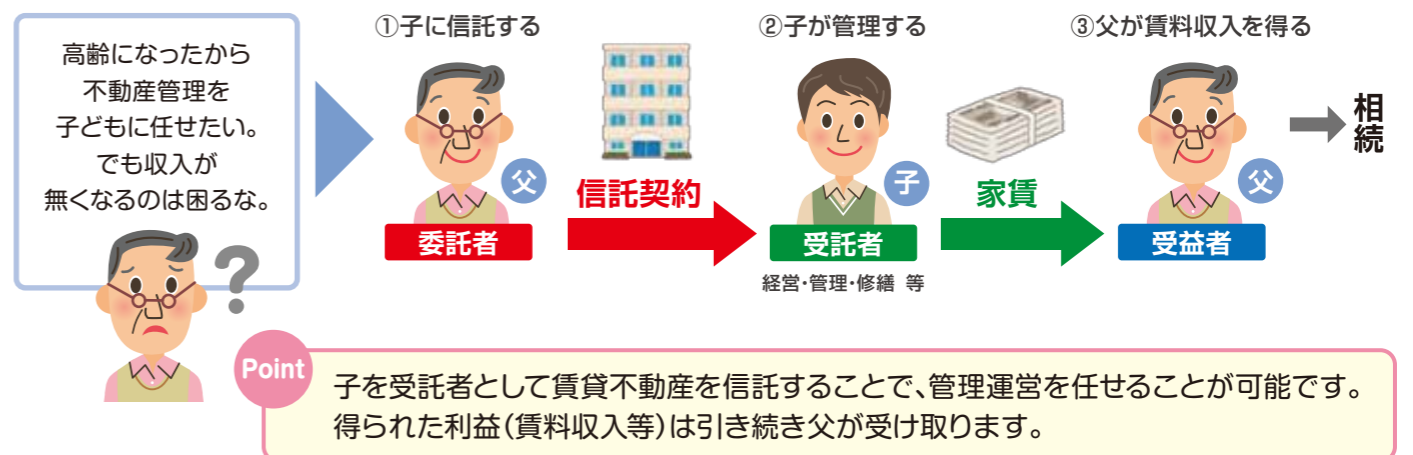


## 民事信託活用事例のご紹介

### Case 1 認知症対策



### Case 2 不動産の管理



## 八十二銀行でご案内できるサービス

お気軽にご相談ください



- 1 信託財産を専用に管理する「民事信託預金口座」の開設
- 2 不動産(信託財産)の管理等に伴う資金需要に応じた融資のご相談\*
- 3 民事信託契約の組成(契約書作成等)が可能な専門家のご紹介

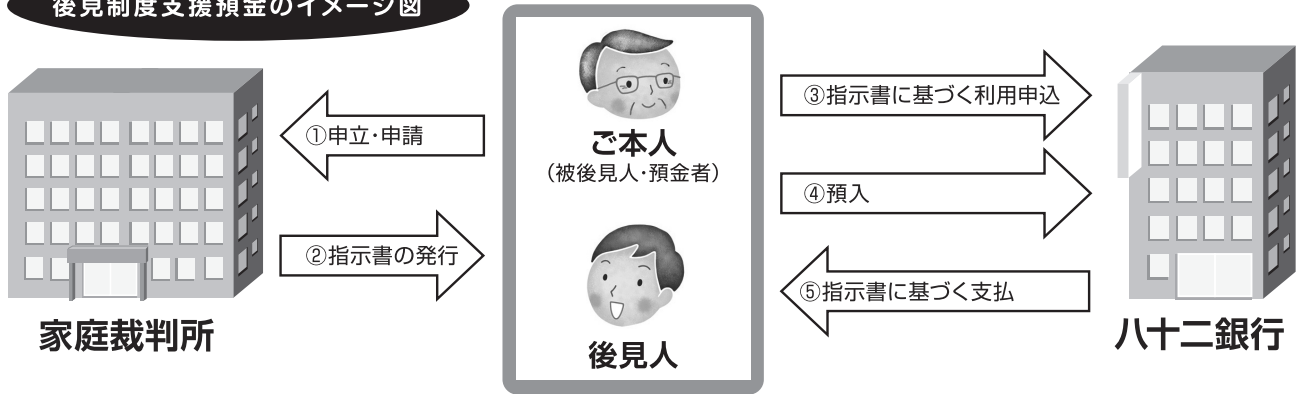
\*当行所定の審査が必要であり、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。

# 後見制度支援預金

後見制度支援預金とは、成年後見制度をご利用のお客さまが、日常的に使用しない金銭について別管理するための預金口座です。

口座開設やお引出し等のお手続きが家庭裁判所の指示書に基づいて行われるため、被後見人さまのご預金を安全にお守りすることができます。

後見制度支援預金のイメージ図



## 商品概要

ご利用いただける方	後見人が選任されている成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」を交付された方
対象となる預金	普通預金または無利息普通預金(決済用預金)
利用期間	定めはありません
口座開設方法	お近くの八十二銀行窓口にお申込み
お預入れ方法	制限ございません
お引出し方法	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、 <b>口座開設店でのみ</b> 取扱が可能です。
預入額	1円以上(1円単位)
口座開設手数料	55,000円(消費税等込)

## 口座開設時の必要書類等

成年被後見人のご本人確認書類	健康保険証、個人番号カード、パスポート等
成年後見人のご本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、パスポート等
成年後見人制度利用の確認書類(※)	1. 成年後見人の印鑑証明書 2. 「登記事項証明書」または「審判書」および「確定証明書」 ※1および2が必要です。既に「成年後見制度に関する届出書」提出先は事前にご相談ください。
家庭裁判所の「指示書(契約締結)」謄本	指示日から3週間以内のもの

## ご留意いただきたい事項

- 後見制度支援預金はおひとりさま1口座となります。口座開設時のお預入れは、家庭裁判所が発行した指示書に記載された金額となります。
- 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、自動送金サービスをお申しいただけます。自動送金サービスのご利用には、所定の利用手数料および振込手数料がかかります。
- 後見制度支援預金に誤ってお預入れされた場合にも、お引出しには家庭裁判所の「指示書」が必要となります。
- 以下のサービスは、ご利用いただけません。  
クイックカードの発行・公共料金等の口座振替・総合口座でのお取扱い等

ご希望のお客さまはお近くの八十二銀行へお問い合わせください